

事 務 連 絡

平成 3 1 年 3 月 2 0 日

各学校長 様

四万十町教育委員会

学 校 教 育 課 長

人事異動に伴う校外勤務の取扱いについて

4 月 1 日付人事異動内示に伴い、異動対象者が転出先所属長からの派遣依頼文書に基づき 3 月中に転出先の学校等へ出向いて事務引継ぎ等を行う場合については、「職免」によることができることとします。

なお、本件につきましては、各学校で取扱いが異なることがありましたので今般通知をするものです。

下記ご参照のうえ、適正な取扱いをよろしくお願いいたします。

記

- ① 異動対象者が転出先所属長からの派遣依頼文書に基づき 3 月中に転出先の学校等へ出向いて事務引継ぎ等を行う場合 ⇒ 年休 または 職免
- ② 異動対象者が転出先所属長からの派遣依頼文書に基かず 3 月中に転出先の学校等へ出向いて事務引継ぎ等を行う場合 ⇒ 年休
- ③ 配当旅費残額の有無によらず、出張扱いはできません。